

## その他資本剰余金を原資とした配当金に関するQ&A

### 1. 「利益剰余金」からの配当と取り扱いが異なる点は何ですか？

資本剰余金からの配当のうち「みなし配当」の部分につきましては、税法上の配当所得として取り扱われ、所得税等の源泉徴収をさせていただいております。

一方、「みなし配当以外」の部分につきましては、税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされ、「みなし譲渡損益」が発生いたします。「みなし譲渡損益」は、譲渡所得等に該当し、税法上の配当所得ではないため、源泉徴収は行っておりません。

また、税法の規定により、資本の払い戻しに伴い、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。

「みなし譲渡損益」の計算、株式取得価額の調整につきましては、「配当金に関するご案内」をご高覧の上、お手数ですがお取引の証券会社、最寄の税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

### 2. 「その他資本剰余金」とは何ですか？

「資本剰余金」とは、「資本準備金」と「その他資本剰余金」から構成されます。「資本準備金」は会社法で積立が義務化されており、配当原資とできません。第36期の配当金は「その他資本剰余金」を配当原資としております。

### 3. 「みなし配当」とはどういう意味ですか？

会社法上の利益剰余金からの配当ではなく、その他資本剰余金からの配当であっても、税法上、配当所得として取り扱われ、源泉徴収の対象となるものを「みなし配当」と言います。

### 4. 「みなし配当」金額はいくらですか？

第36期の配当金に係る1株当たり配当金9.5円のうち、「みなし配当」として取り扱われる金額は、9.3743451210円（少数点以下11桁以下切捨て）です。

### 5. 「みなし譲渡」・「みなし譲渡損益」とはどういう意味ですか？

「その他資本剰余金」からの配当は、「資本の払い戻し」として取り扱われ、税法上は株主様に当社の株式の一部を譲渡したものとみなされます。これを「みなし譲渡」と言います。税法の規定により、今回交付を受けた金額からみなし配当額を控除した額（＝収入とみなされる金額）から、株式の取得価額に純資産減少割合を乗じた金額の計（みなし譲渡の対象となる取得価額）を控除した額が「みなし譲渡損益」の額となります。

### 6. 「収入とみなされる」金額はいくらですか？

第36期の配当に係る1株当たり「収入とみなされる」金額は、0.1256548790円（＝配当金額9.5円－みなし配当額9.3743451210円）です。

## 7. 私のみなし譲渡損益はいくらになりますか？

具体的な税務上のお手続きについては、株主様個々のご事情により異なりますので、お手数ではございますが、お取引のある証券会社、最寄りの税務署、または税理士などにご確認くださいませようようお願い申し上げます。

## 8. 株式の取得価額の調整とは何ですか？

資本の払い戻しとして取り扱われることに伴い、税法の規定により、株主の皆さまの当社株式の取得価額が調整されます。計算式は次の通りです。

1 株当たりの調整後取得価額=1 株当たりの調整前の取得価額-1 株当たりの調整前の取得価額×純資産減少割合 (0.005)

## 9. 私の取得価額はいくらになりますか？

具体的な税務上のお手続きについては、株主様個々のご事情により異なりますので、お手数ではございますが、お取引のある証券会社、最寄りの税務署、または税理士などにご確認くださいませようようお願い申し上げます。

## 10. 「純資産減少割合」とは何ですか？

「みなし譲渡」によって生じる譲渡所得の計算や、保有する株式の取得価格の調整などを行う際に必要となります。詳細は、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署、もしくは税理士等にご相談くださいますようお願い申し上げます。

## 11. 今回の「純資産減少割合」はどれくらいになりますか？

第36期配当に係る「純資産減少割合」は、「0.005」です。

## 12. なぜ「利益剰余金」ではなく、「その他資本剰余金」を（全部もしくは一部）配当原資としたのでしょうか？

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして捉え、連結配当性向を指標として、業績に応じた配当をおこなうことを基本方針においており、株主の皆様へいち早く還元したい思いから社内で検討いたしました。

今回の配当額の一部である「その他資本剰余金」は、期中において自己株式を処分した際に発生した自己株式処分差益 29 百万円です。

## 13. 今回の配当原資における「資本剰余金」の割合はどれくらいですか？

それぞれの配当原資の内訳は、利益剰余金:1,374 百万円資本剰余金:29 百万円となっております。

## 14. 「みなし配当」以外の部分が源泉徴収されないのはなぜですか？

2006年5月1日付の税制改正により、「資本剰余金」を原資とする配当について、「みなし配当以外の部分」は、「資本の払戻」ということで配当所得として取り扱われず、源泉徴収課税の対象外になったためです。

**15. 配当金が小数点以下第 10 位まで表示されているのはなぜですか？**

証券保管振替機構（ほふり）の様式に従い、1 株当たりの「みなし配当」額を小数点以下第 10 位まで表示しております。

**16. 自分の「取得価額」がわからない場合どうしたらよいですか？**

国税庁 HP ([https://www.nta.go.jp/publication/pamph/joto-sanrin/kabushiki\\_shutoku.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/joto-sanrin/kabushiki_shutoku.pdf)) をご参照の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

**17. 今回郵送されてきた「配当金に関するご案内」を紛失してしまったが、不都合はありますか？**

当社ホームページ (<https://www.riso-kyoikugroup.com/ir/stockholder/>) 株主総会招集通知欄に「配当金に関するご案内」を掲載しておりますので、必要に応じて、株主様において印刷の上、税務申告等にご利用いただきますようお願い申し上げます。

**18. 「みなし譲渡損益」や調整後の取得価格などを計算してもらえますか。**

誠に申し訳ございませんが、正しい計算には取得価額などの正確な情報が必要であるほか、株主様個々のご事情によって計算が異なる場合がございますので、お手数ですが、お近くの税務署、税理士、お取引を行っている口座管理機関（証券会社等）など、専門家へのご相談をお願い申し上げます。

以 上